

## 7 參考資料

---

## 7 参考資料

### 1. 用語集

本計画で使用している用語について解説します。

【か行】	
街区公園	主に道路で囲まれた複数の宅地に居住する者が利用することを目的とする公園で、誘致距離250mの範囲内で1箇所当たりの面積が0.25haを標準とする
開発付加人口	各種の産業に関連する開発や整備を新たに行うことで、その産業に従事する人やその家族が転入して増加する人口
河川保全区域	堤防や護岸、水門等の河川管理施設に支障がないよう、河川区域外の土地であっても一定の行為を制限する必要がある区域
吸収率	本市の商店で買い物をする人の数を、本市の人口と比較した場合の数値
協働（きょうどう）	地域が抱えるさまざまな課題に対して、市民と地方公共団体が協議し、役割を分担しながら解決すること
近郊緑地保全区域	首都圏の近郊整備地帯において、首都圏近郊緑地保全法により無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地、観光資源の保全などを目的として指定された区域
区域区分	計画的な市街化を図るため、都道府県は都市計画区域で市街化区域と市街化調整区域を区分（線引き）できる。この市街化区域と市街化調整区域の区分を区域区分と言う
区域指定	坂東市条例により、基準を満たせば、誰でも住宅や小規模な店舗等が建築できる区域
公共下水道	主として市街地における汚水を排除・処理するために市町村が管理する下水道
好循環サイクル	ある取り組みをきっかけとして、全体が良い流れになっていく連鎖的な展開のこと
コミュニティバス	地域住民の交通利便性向上などの目的を持って、地方公共団体が運行などに関わっているバスのこと
コンパクトシティ	都市の拡散化や分散化による拡大を抑制すると同時に、中心市街地に公共交通などで円滑に結ばれ、公共施設などの都市機能が集約的に配置された密度の高いコンパクトな市街地を形成する考え方
【さ行】	
産業空洞化	産業の移転や廃業などによって地域の産業が衰退していく現象
産業構造	第1次産業（農業、林業、漁業、鉱業など）、第2次産業（製造業、建設業、電気・ガス業など）、第3次産業（小売業やサービス業など）の産業間の仕組みとその関係
市街化区域	優先的かつ計画的に市街化を進める区域
市街化調整区域	市街化区域とは反対に、市街化を抑制する区域であり、この区域は、開発行為は原則として抑制され、都市施設の整備も原則として行われない
市街地開発事業	都市計画法で定められた市街地の開発や整備を行う事業手法であり、土地区画整理事業、工業団地造成事業、再開発事業などが該当する
自給的農家	農業の経営状況に関する分類のひとつであり、経営耕地の面積が30アール未満かつ農産物販売金額が50万円未満の農家
自然環境保全地域	自然環境保全法及び都道府県条例に基づき、自然環境の保全や生物の多様性の確保のために指定された地域
自然すう勢人口	このままの状態で推移した場合の将来人口（関連：開発付加人口）
自然的土地利用	土地の使われ方の分類の中で、農地、山林、水面などに利用されている土地（関連：都市的土地利用）
自然動態	人口の増減の要因として、出生や死亡による人口の動きのこと（関連：社会動態）
社会動態	人口の増減の要因として、転入や転出による人口の動きのこと（関連：自然動態）
首都圏近郊整備地帯	首都圏の建設とその秩序ある発展を図るため必要な首都圏の整備に関する計画を国土交通大臣が定める「首都圏整備計画」において、東京を中心とした近郊の地域を指す
首都圏中央連絡自動車道	神奈川県横浜市から東京都、埼玉県、茨城県を經由して千葉県木更津市に至る、都心からおおむね半径40～60kmの位置を環状に結ぶ高規格幹線道路（圏央道）

準防火地域	火災の危険を防除するために都市計画法で定めた地域であり、建築基準法などで具体的な規制が定められている
将来ビジョン	まちづくりにおいては、都市や地域が目指す将来の姿のことであり、将来像ともいう
親水機能	河川や湖沼などの地形を利用して水と親しめる機能
生産緑地地区	市街化区域において災害防止や農林漁業との調和を図るとして指定された農地
総合公園	市民が運動、休息、鑑賞、散歩、遊戯など総合的に利用する公園で都市規模に応じて1箇所の面積が10～50haの規模を標準とする
<b>【た行】</b>	
第一種兼業農家	農業の経営状況に関する分類のひとつであり、農業所得が主な農家のこと
第二種兼業農家	農業の経営状況に関する分類のひとつであり、農業以外の所得が主な農家のこと
タウンマネジメント	商業地をはじめとする中心市街地の活性化などを行うため、様々な主体が参加するまちの運営を横断的・総合的に調整し、プロデュースしていくことであり、その中核をなすのがTMO（タウンマネジメントオーガナイゼーション）やまちづくり会社などである
地域地区	都市計画において土地利用や建築物の種類などを定める用途地域などの取り決めの総称
地域間競争	地域同士のつながりや結びつきが強まり、市民や企業の活動範囲が広域化することで、買い物や商取引、あるいは企業立地などの面で選択の幅が広がり、結果として地域同士がこれら需要の競合関係になることであり、都市間競争ということもある
地区計画制度	市街化区域において、まとまりのある地区を対象に住民の意向を反映しながら地区の特性に応じたきめ細かいまちづくりの計画を定め、建物を規制・誘導し、住みよい特色のあるまちづくりを総合的に進めるための制度 市街化調整区域では、県の指針に基づいて知事の同意を得た地区計画を定めることにより、市街化調整区域であっても地区計画制度の種類に応じて、計画的な開発を誘導すること、大規模集客施設を立地させること、既存集落の維持・活性化を図ること、既存の工業等の維持・活性化を図ることが可能となる制度
鳥獣保護区特別地区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護法）に基づき、鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域であり、その中で特に重要な地区を特別地区に指定する
デマンド交通	利用者の要求（デマンド）に対応して運行する形態のバスなどの交通機関
特定用途制限地域	用途地域の指定がない都市計画区域などにおいて建築物の種類などを定めるしくみ
都市機能	一例として行政、商業、流通、業務、交通（港湾や空港など）、工業、研究、学術、教育、医療、文化などの都市が持っている役割や性質
都市基盤施設	住民の福祉や経済発展に必要な公共施設であり、一例としては、道路、公園、下水道、河川などの都市を形成している最も基本的な施設や設備であり、類義語には、より幅の広いインフラ（インフラストラクチャ）や社会基盤もある
都市計画基礎調査	都市計画法に基づいて5年ごとに実施する調査であり、人口、産業別就業人口、市街地面積、土地利用、交通量、地価などが調査対象となっている
都市計画区域	都市計画法に基づき、一体の都市として総合的に整備・開発・保全することを目的として指定する区域
都市計画区域マスタープラン	正式名称は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」であり、本市の場合、坂東市、境町、五霞町を合わせた岩井・境都市計画区域として定められている
都市計画審議会	坂東市に設置されている審議会の一つで、都市計画法に基づいて都市計画に関する事項の調査・審議を行う組織
都市計画道路	主に都市間や市街間、市街地内などを連絡するなど、都市における骨格的な道路であり、都市計画法に基づいて都市計画決定する
都市計画法	都市の健全な発展と秩序ある整備を図ることを目的として、土地利用や都市施設の整備など都市計画の内容、その決定手続及び都市計画制限などについて必要な事項を定めた法律
都市的土地利用	土地の使われ方の分類の中で、宅地、道路、公園などに利用されている土地（関連：自然的土地利用）

土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域	がけ崩れや土石流、地すべりなどの土砂災害の発生するおそれがあることから、警戒避難態勢の整備や開発行為の制限など土砂災害の防止のための対策の推進を図る区域
都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体や国が設置する公園や緑地
<b>【な行】</b>	
ネットワーク	一般に「網」の意味で、まちづくりにおいては道路などの線的なつながり、あるいは主要な施設や拠点などを相互に結びつけること
農業集落排水事業	農業振興地域における農業用排水の水質保全や機能維持を図ることを目的として農業振興地域内の主に集落を対象とする汚水処理事業
農業振興地域及び農用地	総合的に農業の振興を図り農業的整備施策を計画的に推進するために指定する区域であり、農業振興地域整備計画に基づいて農用地として利用すべき土地を農用地区域として指定し、開発行為などの土地利用を規制する
農地転用	農地を農地以外の目的に転用すること
<b>【は行】</b>	
パッケージ	包装や容器のことであるが、都市計画ではさまざまな事業や施策をひとまとめた括りの総称として用いる
パブリックコメント	市民意見を行政施策に反映するための仕組みであり、本市では市の重要な事案などを策定する過程で内容などを公表し、広く市民から意見を求め、提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する手続き
坂東市営生沼の自然景観保全条例	営生沼の貴重な自然環境や景観を保護するとともに、遊水地としての役割や歴史を再認識し、この素晴らしい自然環境を将来の世代に引き継いでいくことを目的に定めるもの
P D C A サイクル	P (PLAN:計画)、D (DO:実行)、C (CHECK:確認)、A (ACTION:見直し) の流れにしたがって継続的に改善する仕組みによって事業や施策を効果的に実施していくこと
プロジェクト	本計画では都市計画やまちづくりに関わる事業や施策を指す
<b>【ま行】</b>	
未利用地	一般的には使われていない土地のことだが、都市計画では、市街地などにおいて宅地や道路、公園などの都市的な利用がされていない農地や山林、目的が明確でない空き地などを指す
民間施設緑地	公共団体が設置している通常の公園や緑地と異なり、民間が所有している公園・緑地的な場所を公開・開放しているもの（企業グラウンドなど）
<b>【や行】</b>	
ユニバーサルデザイン	老若男女、障害・能力、文化・言語・国籍などの違いに関わらず、誰もが利用しやすい施設・製品・情報の作り方やデザインの工夫
用途地域	都市計画区域内において、それぞれ異なる一定の利用目的ごとにいくつかの地域地区を区分し、必要な建築規制を行うことで土地利用を統一・調和し、都市全体や市街地の適正な土地利用を図る仕組み
余暇圏吸収率	本市の余暇施設やレクリエーション施設を利用する人の数を、本市の人口と比較した場合の数値
<b>【ら行】</b>	
流通資源	人や物、資金や情報など、地域を通過する有益な資源
緑地環境保全地域	樹林地、池沼等が市街地・集落と一体になって良好な自然環境を形成している土地や、歴史的、文化的、社会的資産と一体となって良好な自然環境を形成している土地の中から、自然環境を保全することが特に必要などところについて茨城県が指定したもの
<b>【わ行】</b>	
ワークショップ	一般に「工房」や「作業場」の意味で、まちづくりにおいては説明会などの一方通行ではなく、参加型や体験型でまちづくりを市民と共に検討する方法

## 2. 策定組織の設置要綱・設置規程

### 坂東市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

#### (設置)

第1条 この告示は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、坂東市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 委員会は、都市計画マスタープランの策定及びその他必要な事項について、市長より諮問を受け答申する。

#### (組織)

第3条 委員は次に掲げる者の中から市長が委嘱し、任命する。

- (1) 市議会議員
- (2) 識見を有する者
- (3) 各種団体の代表
- (4) 地元代表者
- (5) 関係行政機関の代表
- (6) 市職員
- (7) その他市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定が完了するまでとする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第5条 委員会には、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会の会務を総理し会議の議長となる。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を行う。

#### (会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

#### (幹事会)

第7条 委員会は坂東市都市計画マスタープランの策定に必要な調査機関として、坂東市都市計画マスタープラン幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

#### (ワーキング部会)

第8条 幹事会に、資料の収集その他必要な作業を行うため、ワーキング部会を置く。

2 ワーキング部会は、別表第2に掲げる関係各課の職員をもって組織する。

#### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

#### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この告示は、平成25年7月11日から施行する。



別表第1（第7条関係）

秘書広聴課長	都市建設部長
総務部長	上下水道部長
企画部長	会計管理者
市民生活部長	議会事務局長
保健福祉部長	教育次長
産業経済部長	

別表第2（第8条関係）

総務課	農政課
交通防災課	農村整備課
企画課	商工観光課
財政課	道路課
管財課	都市整備課
特定事業推進課	下水道課
生活環境課	水道課
社会福祉課	学校教育課
子育て支援課	生涯学習課
介護福祉課	農業委員会事務局

## 坂東市都市計画マスタープラン幹事会設置規程

### (設置)

第1条 坂東市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第7条の規定に基づき、坂東市都市計画マスタープラン幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 幹事会は次に掲げる事項について協議する。

- (1) 坂東市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）で審議する事項の専門的な研究及び検討
- (2) その他、坂東市都市計画マスタープラン（以下「マスタープラン」という。）の策定に関し、委員会委員長が指示する事項

### (構成)

第3条 幹事会の委員（以下「幹事」という。）は、要綱別表第1に掲げる関係各部課長をもって構成する。

2 幹事会の代表（以下「代表」という。）は、都市建設部長をもって充てる。

3 代表は会務を総理し、必要に応じて会議を招集し会議の議長となる。

4 代表は、マスタープランの専門的分野について、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

### (任期)

第4条 幹事の任期はマスタープランの策定が完了するまでとする。

### (庶務)

第5条 幹事会の庶務は、都市建設部都市整備課において処理する。

### (その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営について必要な事項は代表が定める。

### 附 則

この規程は平成25年7月11日から施行する。

### 3. 策定組織名簿

坂東市都市計画マスタープラン策定委員会 委員一覧

職名	組織	氏名	任期
市議会議長	市議會議員	風見好文	H25. 8. 1 ~ H27. 1. 4
〃	〃	林順藏	H27. 1. 5 ~ H27. 3.31
市議会副議長	〃	滝本和男	H25. 8. 1 ~ H27. 1. 4
〃	〃	眞喜志修	H27. 1. 5 ~ H27. 3.31
市議会産業建設委員長	〃	眞喜志修	H25. 8. 1 ~ H27. 1. 4
〃	〃	染谷栄	H27. 1. 5 ~ H27. 3.31
区長会連合会長	地元代表	田中芳文	H25. 8. 1 ~ H26. 6.20
〃	〃	中村一雄	H26. 6.20 ~ H27. 3.31
区長会連合会副会長	〃	中村一雄	H25. 8. 1 ~ H26. 6.20
〃	〃	張替安弥	H26. 7.11 ~ H27. 3.31
商工会長	各種団体	中村静雄	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
商工会青年部長	〃	栗原義一	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
商工会女性部長	〃	森満子	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市岩井モール商店街連合会長	〃	関根儀一	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市観光協会副会長	〃	中山茂	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
岩井農業協同組合代表理事組合長	〃	古矢榮一	H25. 8. 1 ~ H25. 9.30
〃	〃	風見晴夫	H25.10. 1 ~ H27. 3.31
坂東市女性フォーラム会員	〃	倉持恵子	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市協働のまちづくり市民会議委員	〃	倉持悦子	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
茨城むつみ農業協同組合猿島地区常任理事	〃	青木亨	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市防災支援連絡会議会長	〃	木村春男	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市交通安全母の会会長	〃	逆井美穂	H25. 8. 1 ~ H27. 5.14
〃	〃	倉持利佐	H26. 5.15 ~ H27. 3.31
坂東市PTA連絡協議会女性ネットワーク委員長	〃	後藤裕美	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	金久保佳恵	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
茨城県境工事事務所長	関係行政機関	大江幹夫	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	小林一洋	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
茨城県 県西農林事務所 境土地改良事務所長	〃	石井昌広	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	飯塚弘幸	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
坂東消防署長	〃	染谷邦男	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
茨城県境警察署長	〃	青木和彦	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
坂東市都市計画審議会長	識見者	中村静雄	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
茨城県建築士会 坂東支部長	〃	増田和夫	H25. 8. 1 ~ H26. 5.14
〃	〃	森均	H26. 5.15 ~ H27. 3.31
副市長	市職員	山下政浩	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
教育長	〃	中村修	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
総務部長	〃	染谷隆一	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
企画部長	〃	塚原一雄	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
産業経済部長	〃	根本克巳	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	中山勝己	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
都市建設部長	〃	板垣誠	H25. 8. 1 ~ H26. 3.31
〃	〃	染谷恒雄	H26. 4. 1 ~ H27. 3.31
上下水道部長	〃	針替茂夫	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31
教育次長	〃	古矢登士夫	H25. 8. 1 ~ H27. 3.31



坂東市都市計画マスタープラン幹事会委員名簿（平成25年度）

職名	氏名	備考
秘書広聴課長	松永 裕之	
総務部長	染谷 隆一	
企画部長	塚原 一雄	
市民生活部長	江澤 弘	
保健福祉部長	張替 輝夫	
産業経済部長	根本 克巳	
都市建設部長	板垣 誠	
上下水道部長	針替 茂夫	
会計管理者	瀬楽 健	
議会事務局長	木村 稔	
教育次長	古矢 登士夫	

※平成25年7月11日～平成26年3月31日

坂東市都市計画マスタープラン幹事会委員名簿（平成26年度）

職名	氏名	備考
秘書広聴課長	大島 一正	
総務部長	染谷 隆一	
企画部長	塚原 一雄	
市民生活部長	前澤 達也	
保健福祉部長	張替 輝夫	
産業経済部長	中山 勝己	
都市建設部長	染谷 恒雄	
上下水道部長	針替 茂夫	
会計管理者	大久保 正己	
議会事務局長	海老原 信之	
教育次長	古矢 登士夫	

※平成26年4月1日～平成27年3月31日

**発行 坂東市**

**編集 坂東市都市建設部都市整備課**

---

---

〒306-0692 坂東市岩井4365

TEL 0297-35-2121 (代), 0280-88-0111 (代)

FAX 0297-35-8201

URL <http://www.city.bando.lg.jp>

